# 臨時株主総会 招集ご通知



2025年12月11日 (木曜日) 午前10時 \*オンライン配信開始 午前9時30分 (予定)

開催 方法 場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)

\*インターネット上でのみの開催となります。 株主様にご来場いただく会場はございません。

### 決議事項

議案 萩原電気ホールディングス株式会社との 株式移転計画承認の件

#### 書面(郵送)による議決権行使期限

2025年12月10日 (水曜日) 午後5時到着分まで

#### インターネットによる議決権行使期限

2025年12月10日 (水曜日) 午後5時受付分まで

#### 株主様へのお知らせ

- ・本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。インターネットによる出席方法は本冊子内[バーチャルオンリー株主総会のご案内]をご参照ください。
- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されておりますが、本総会におきましては書面交付請求の有無に関わらず一律に電子提供制度の導入前と同様の書面をお送りしております。



(証券コード:7420)

#### 証券コード7420 2025年11月25日 (電子提供措置の開始日 2025年11月19日)

東京都港区芝一丁目14番10号

# 佐鳥電機株式会社

代表取締役 佐鳥浩之

# 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

招集ご通知

株 主 各 位

さて、当社臨時株主総会を下記(次頁)により開催いたしますので、ご通知申し上げま す。

本総会は、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上でのみ開催する「場所の定めのない株主総会」(バーチャルオンリー株主総会)といたします。本総会では、株主の皆様が実際にご来場いただく会場はございませんので、インターネット経由でご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項(株主総会参考書類等の内容である情報)を掲載しております。

株主総会 ウェブサイト	https://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html	
<b>東証ウェブサイト</b> (東証上場会社 情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記のウェブサイトにアクセス後、銘柄名(会社名)または 当社証券コード「7420」を入力・検索し、「基本情報」、 「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。	

なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合でも通信障害等に備え、 書面(郵送)またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お 手数ながら株主総会参考書類をご参照のうえ、2025年12月10日(水曜日)午後5時まで に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

# 株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

佐鳥電機株式会社は、2025年10月14日付で萩原電気ホールディングス株式会社との 共同持株会社設立による経営統合について最終合意に至りました。当社グループの属す るエレクトロニクス・IT市場は急速に変化しながら拡がり続けており、お客様のニーズ も従来以上に多様化・高度化してきております。こうした状況の中、新たに設立する 「MIRAINI(ミライニ)ホールディングス株式会社」のもとで両社の経営資源を集中さ せ、それぞれの強みを生かすことで、さらなる機能価値の提供と企業価値向上を目指し てまいります。

株主の皆様におかれましては、このたびの経営統合について、何卒ご理解とご支持を いただき、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年11月 代表取締役 社長執行役員 大左、烏 浩之

# 記

#### 1. 開催日時 2025年12月11日 (木曜日) 午前10時

- ※オンライン配信開始は午前9時30分を予定しております。
- ※通信障害等により、本総会を上記日時に開催することが困難となった場合 には予備日として2025年12月12日(金曜日)午前10時から開催いたしま す。この場合は、当社ウェブサイト(https://www.satori.co.jp/)にて改め て掲載いたします。

# 2. 開催方法 場所の定めのない株主総会 (バーチャルオンリー株主総会)

- ※本総会はインターネット上でのみで開催するバーチャルオンリー株主総会です。 株主様にご来場いただく会場はございません。
- ※株主様専用ウェブサイト(https://web.sharely.app/ym)にログインし、ご 出席ください。詳細は、6頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」 をご参照ください。

# 3. 目的事項

## 決議事項 議案 萩原電気ホールディングス株式会社との株式移転計画承認の件

- ◎本総会における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものといたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたしま
- ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令および定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様 1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、9頁の「9.代理出席に ついて」をご参照ください。
- ◎本総会におきましては書面交付請求の有無に関わらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送 りしております。なお、電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款 第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には掲載しておりま せん。
  - ・萩原電気ホールディングス株式会社の2025年3月期に係る計算書類等の内容
- ◎本総会に対応している言語は日本語のみです。

#### 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類(15頁以降)をご検討の うえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

#### バーチャルオンリー株主総会にご出席される場合





2025年12月11日 (木曜日) 午前10時

(オンライン配信開始は午前9時30分を予定しております。) 会にご出席のうえ、議決権をご行

6頁以降の「バーチャルオンリー 株主総会のご案内」に従い株主総 使ください。

#### 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご記入いただき、ご投函ください。 なお、郵便事情等により、到着まで配達 日数を要する場合がありますので、お早 めにご返送ください。



行使 2025年12月10日 (水曜日) 午後5時到着分まで

# インターネットで議決権をご行使される場合



次頁のご案内に従い、議案に対する賛否 をご入力のうえ、送信してください。



2025年12月10日(水曜日) 午後5時受付分まで

#### ■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

# 【議案】

賛成の場合 「賛 │ の欄に○印 反対の場合 「否 │ の欄に○印

#### 議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において議案に替否の表示がない場合は、替成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

#### ■インターネット等による議決権行使のご案内

#### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

| 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って | ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。 ※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

#### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net



議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された [パスワード] をご入力ください。



1 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

- ※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンと携帯電話機で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

# バーチャルオンリー株主総会のご案内

当社取締役会は、株主様の利便性向上、平等な参加機会の提供による公平性の確保と対話促進、そして、株主の皆様からのご意見を踏まえ、本総会もバーチャルオンリー株主総会の方式で開催することを決定いたしました。

バーチャルオンリー株主総会は実際にご来場いただく会場はございませんので、インターネットにより「株主様専用ウェブサイト」にアクセスしていただき、IDとパスワードによる株主様のご本人確認を経て、「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席ください。

- 1. 開催日時 2025年12月11日 (木曜日) 午前10時
  - ※オンライン配信開始は午前9時30分を予定しております。
  - ※通信障害等により、本総会を上記日時に開催することが困難となった場合には 予備日として2025年12月12日(金曜日)午前10時から開催いたします。 この場合は、当社ウェブサイト(https://www.satori.co.jp/)にて改めて 掲載いたします。
- 2. ログイン方法
  - ①株主様専用ウェブサイトにアクセスしてください。
  - ②本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載の I Dおよび パスワードをご入力のうえ、ログインしてください。

【株主様専用ウェブサイト】 https://web.sharely.app/ym



<必要事項> ID・パスワード

### 3. 事前および当日の議決権行使の取扱い

事前に郵送またはインターネットにより議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、下記の取り扱いといたしますので、あらかじめご了承ください。

- ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効といたします。
- ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効といたします。

事前に議決権を行使せず、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認で きない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

#### 4. 議決権行使方法

バーチャル出席によりご出席いただきますと、議決権を行使いただけます。ログイン後、 議長の指示に従って、画面の「決議」ボタンより賛否をご選択のうえ、送信してください。

#### 5. 当日の質問および動議の提出方法

バーチャル出席によりご出席いただきますと、ご質問および動議をご提出いただけます。 ログイン後、議長の指示に従って、画面の「質問」・「動議」ボタンよりご入力のうえ、送信 してください。

ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、お一人様3問まで(送信1回につき1問/最大150文字まで)といたします。日本語でご入力ください。 なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する内容であり、他のご質問と重複しないものを中心に回答をさせていただく予定です。本総会の目的事項に関するご質問で回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて掲載する予定です。

同様のご質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合議長の命令または議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、送信1回につき1提案/最大150文字までといたします。日本語でご入力ください。

#### 6. 通信障害等の対応について

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期または続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき議長が「延期または続行の決定」を行った場合には、予備日である2025年12月12日(金曜日)午前10時より、本総会の延会または継続会を開催いたします。この場合は当社ウェブサイト(https://www.satori.co.jp/)にて改めて掲載いたします。

### 7. 事前質問の受付について

株主の皆様からのご質問を株主様専用ウェブサイトにて事前受付いたします。画面の「質問」ボタンよりご入力のうえ、送信してください。ご質問は本総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高いご質問については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

【受付期間】2025年11月25日(火曜日)~2025年12月4日(木曜日)午後5時

- ※ご質問は、一人3問まで(送信1回につき1問/最大150文字まで)、日本語でご入力 ください。
- ※受付期間を過ぎますと事前質問の送信はできなくなります。受付期間内でお早めの送信 をお願いいたします。

#### 8. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主 様におかれましては、書面により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 9. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面(委任状)」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

なお、委任状の様式につきましては、株主総会ウェブサイトよりダウンロードください。

#### 【必要書類】

- ・委任状 ※委任する株主様の押印 (認印可) をお願いいたします。
- ・委任する株主様の議決権行使書(コピー)ならびに「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」(コピー) ※本招集ご通知に同封しております。
- ・委任された株主様の議決権行使書(コピー)

#### 【提出先】

〒105-0014 東京都港区芝一丁目14番10号 佐鳥電機株式会社 株主総会事務局 宛

#### 【提出期限】

2025年12月4日(木曜日)午後5時 必着

- ※提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は代理人による出席は認められません。
- ※必要書類に不備があった場合は代理人による出席が認められないことがございます。

#### 10. 「臨時株主総会ご出席用マニュアル」について

ログイン、議決権行使、当日のご質問および動議の提出、事前質問、代理出席等について 「臨時株主総会ご出席用マニュアル」を下記の株主総会ウェブサイトに掲載し ておりますので、こちらをご参照ください。

<株主総会ウェブサイト> https://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html



#### 11. お問い合わせ先

ご出席に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」(ID・パスワード通知書)をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。

#### <バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ>

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

電話:0120-782-041 (フリーダイヤル)

期間:2025年11月25日(火曜日)~12月11日(木曜日)

受付時間 午前9時~午後5時/土・日・休日を除く

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①ご出席用のID・パスワード

万が一、ご出席用のID・パスワードを紛失された場合は上記お問い合わせ先に再発行のお問い合わせをくださいますようお願いいたします。それらを記載した用紙をご登録の住所に送付いたします。本総会開催日の5営業日前(12月4日(木曜日)午後5時)まで発行受付が可能です。なお、上記期限を過ぎた後のID・パスワードの再発行はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

- ②インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ③株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因で接続できない、遅延 音声トラブル、投票ができない等のトラブルに関するお問い合わせ

#### <ライブ配信の視聴・動画プレイヤーの不具合に関わるお問い合わせ>

Sharely(シェアリー)株式会社

電話:03-6683-7661

期間:2025年12月11日(木曜日)/ 受付時間午前9時~本総会終了まで

#### ご注意事項など

#### 1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要となる通信機器類および通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS ** 1	Windows11	MacOS 最新版	Android 15以上	iphone:iOS18以上 ipad:iOS18以上
ブラウザ ※2 ※3	Microsoft Edge, Google Chrome	Google Chrome Safari	Google Chrome	Safari

- ※1 各ブラウザの最新版を推奨いたします。
- ※ 2 ブラウザのJavaScriptおよびCookie機能は有効にしてください。各ブラウザは、最新のアップデートが適用されていることを 前提としています。
- ※3 Microsoft Edgeにおいて、Internet Explorer モードでの利用はできません。

#### 2 その他の注意事項について

- ●当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- 映像や音声データの第三者への提供や公表、SNSなどへの投稿、上映、転載、複製、録画、録音およびログインの方法またはログインに必要な情報を公表し第三者に伝えることは禁止とさせていただきます。
- ●バーチャル出席用のIDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ●通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合は、2025年12月12日(金曜日)午前10時より、本総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせしますので、6頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会または継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ●バーチャル出席に対応している言語は日本語のみです。

〈メーモー欄〉	

# 株主総会開催前



#### 株主様専用ウェブサイトにアクセスする

事前にアクセス環境を確認する。 (ログインの可否、動作環境、通信環境など) ログイン画面: https://web.sharely.app/ym



# 

## 資料を見る

・当社ウェブサイトから確認する。 https://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html





## 事前質問をする

https://web.sharely.app/e/satori-202512/pre\_question



- ・質問は本総会の目的事項に関する内容に限り、株主様専用ウェブサイトにて事前受付 いたします。
- ・株主の皆様のご関心が特に高い質問については、株主総会当日に回答をさせていただく予定で すが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- ・ご質問は、一人3問まで(送信1回につき1問/最大150文字まで)、日本語でご入力ください。

2025年11月25日(火曜日)~12月4日(木曜日)午後5時まで



## 議決権を行使する

2つの方法で事前に議決権行使が可能です。予期せぬ通信障害などに備え、当日ご出席予定の株主 様も、議決権の事前行使にご協力ください。



書面(郵送)による議決権行使



2025年12月10日(水曜日) 午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

2025年12月10日(水曜日) 午後5時受付分まで

# 株主総会当日

# 2025年12月11日(木) 午前10時開始

# 株主総会終了後

# バーチャル株主総会に出席する オンライン配信開始は午前9時30分

を予定しております。

https://web.sharely.app/ym



#### 準備ができたものから随時当社 ウェブサイトに掲載します。

https://www.satori.co.jp/ir/ stock/meeting.html



### 質問をする ・テキストによるご質問が可能です。詳細は当日のご

- 案内に従ってください。
- ・質問は本総会の目的事項に関する内容に限ります。
- ・ご質問は、一人3問まで(送信1回につき1問/最 大150文字まで)、日本語でご入力ください。
- ・円滑な議事進行の観点から、議長の裁量で優先順位 を決定し回答いたしますので、本総会開催中、すべ てのご質問にご回答できない場合がございます。
- ・プライバシーの侵害、個人を誹謗中傷する内容の質 問は扱いません。



## 議決権行使結果を 確認する

金融庁に提出する「臨時 報告書」を掲載します。

### 動議を提出する

- ・テキストによる動議の提出が可能です。詳細は当日の ご案内に従ってください。
- ・円滑な議事進行の観点から、送信1回につき1提案/ 最大150文字まで、日本語でご入力ください。



# 当日の質問への回 答を確認する

・頂戴したご質問要旨と 回答を後日当社ウェブ サイトに掲載いたしま



# 議決権を行使する

- ・議長の指示に従って、議決権を行使してください。
- ・所定の時間内であれば再行使が可能です。

ライブ配信の視聴・動画プレイヤーの不具合に関わるお問い合わせ

Sharely (シェアリー) 株式会社



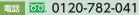
**103-6683-7661** 

期間 2025年12月11日(木曜日)

(受付時間 午前9時~本総会終了まで)

#### バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル



2025年11月25日(火曜日)~12月11日(木曜日)

(受付時間 午前9時~午後5時/土・日・休日を除く)

#### 議 来 萩原電気ホールディングス株式会社との株式移転計画承認の件

佐鳥電機株式会社(以下「当社」といいます。)と萩原電気ホールディングス株式会社(以下「萩原電気」といい、当社と萩原電気を総称して「両社」といいます。)は、2025年7月28日に両社間で締結した基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)に基づき、両社が対等の精神に基づき経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行うことについて協議を進めてまいりましたが、2026年4月1日(予定)をもって、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により両社の完全親会社となるMIRAINI(ミライニ)ホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること及び本経営統合の条件等について合意に達し、2025年10月14日開催の各社取締役会における決議に基づき、同日付で、両社間で経営統合契約書(以下「本経営統合契約」といいます。)を締結するとともに、株式移転計画書(以下「本株式移転計画」といいます。)を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転計画についてご承認をお願いしたいと存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

#### 1. 株式移転を行う理由

両社は、半導体、電子部品、電子機器を扱うエレクトロニクス総合商社として、豊富な品揃えと高度な技術を活かし、お客様の多様なニーズに応える最適なソリューションを提供し、グローバルに事業を展開しております。現在のエレクトロニクス市場は、次世代自動車のみならず、製造業をはじめとした多くの産業におけるスマート化に向けた課題解決のためのIoT、AI、エッジコンピューティング、更には生成AIやDXへの対応等や技術活用ニーズが急速に高まっております。このような環境変化の中で、半導体の活用や供給面において、より顧客課題に寄り添ったソリューションが求められております。また、半導体の活用ニーズの変化に伴う製造拠点の海外移転等の影響、また米中間の貿易摩擦や輸出規制、地政学的緊張等の事業環境の不確実性も高まる中、より高度なサプライチェーンの構築が求められる等、エレクトロニクス総合商社の役割も変化しております。

このような事業環境のもと、両社は今後の継続的な事業成長・発展のためには両社の経営資源を集中し、強みを生かすことで事業規模を拡大し、従来以上の付加価値を提供することが重要との認識で一致し、対等の精神に基づき相互に協力することで本経営統合を行うことについて、最終的な合意に至りました。

#### 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

#### 株式移転計画書 (写)

#### 株式移転計画書

佐鳥電機株式会社(以下「甲」という。)及び萩原電気ホールディングス株式会社(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

#### 第1条(本株式移転)

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条(新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項等)

- 1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「MIRAINIホールディングス株式会社」とし、英文では「MIRAINI HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店所在地

新会社の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区芝一丁月14番10号とする。

(4) 本社の所在場所

新会社の本社の所在場所は、愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号及び東京都港区芝一丁目14番 10号とする。

(5) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条(新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 新会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役(代表取締役社長に選定予定):木村 守孝

設立時取締役(代表取締役副社長に選定予定): 佐鳥 浩之

設立時取締役:水越 成彦

設立時取締役:副島 剛

設立時取締役:小山 琢磨

設立時取締役:土屋 俊司

設立時社外取締役:田口 晶弘

設立時社外取締役:岡本 伸一

設立時社外取締役:林 恭子

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役(常勤監査等委員): 井上 典昭 設立時社外取締役(監査等委員): 坂田 誠二 設立時社外取締役(監査等委員): 榎本 幸子 設立時社外取締役(監査等委員): 雪丸 暁子

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任あずさ監査法人

#### 第4条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

- 1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.02を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時に発行している普通株式数の合計に2を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式(以下「交付株式」という。)を交付する。
- 2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合 (以下「株式移転比率」という。)をもって割り当てる。
- (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.02株
- (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式2株
- 3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。)第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

#### 第5条 (新会社の資本金及び準備金の額)

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

100億円

(2) 資本準備金の額

25億円

- (3) 利益準備金の額 0円 (4) その他資本剰余金の額 会社計算規則(平成18年法務省会第12
- (4) その他資本剰余金の額 会社計算規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含む。)第52条 第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

#### 第6条 (新会社の成立日)

新会社の設立の登記をすべき日(本計画において「成立日」という。)は、2026年4月1日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条(株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、2025年12月11日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

- 2. 乙は、2025年12月11日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条(株式上場、株主名簿管理人)

- 1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)のプライム市場及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」という。)のプレミア市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
- 2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場及び名古屋証券取引所のプレミア市場での上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手続を行う。
- 3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第9条 (剰余金の配当)

- 1. 甲は、①2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式 質権者に対し、普通株式1株あたり44円を上限として、②2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は 記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり46円を上限として、 それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
- 2. 乙は、①2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式 質権者に対し、普通株式1株あたり90円を上限として、②2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は 記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり95円を上限として、 それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
- 3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を 基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

#### 第10条(自己株式の取扱い)

甲及び乙は、本計画作成後、甲及び乙がそれぞれ保有する自己株式について、その処分の時期及び方法等について誠実に協議するものとする。

#### 第11条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。

別紙1

2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

#### 第12条 (本計画の効力)

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第13条 (株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第14条(協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月14日

甲: 東京都港区芝一丁目14番10号

佐鳥雷機株式会社

代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之 印

乙: 愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号 萩原電気ホールディングス株式会社

代表取締役 社長執行役員 木村 守孝 印

定款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、MIRAINIホールディングス株式会社と称し、英文ではMIRAINI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)および組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
  - |) 電気計測装置および電子応用装置の製造販売ならびに輸出入
  - 2) 医療用機械器具の製造販売および輸出入
  - (3) 電子回路用部品の仕入販売、輸出入、企画、開発、設計、製造加工、賃貸および保守
  - (4) 電気通信機器、光通信機械器具、電子応用機械器具、電気機械器具およびこれらに関連する 装置および線材(これらの機械器具または装置に使用される半導体素子、集積回路等の部 品、素材その他関連用品を含む。)の開発、設計、製造加工、仕入販売、輸出入、賃貸なら びに保守
  - (5) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、設計、制作販売、仕入販売、輸出 入、賃貸ならびに保守
  - (6) 電気工事業および電気通信工事業
  - (7) 労働者派遣事業
  - (8) 古物売買業
  - (9) 金銭の貸付、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業
  - (10) 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守および運用に関する業務
  - (11) インターネットを利用したアプリケーションソフトウェアの開発およびライセンス販売に関する業務
  - (12) 情報通信サービス業
  - (13) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
  - (14) 第3号、第4号、第5号、第12号および第13号の事業に関するコンサルティング
  - (15) 合成樹脂その他の化学品および金属の加工、販売ならびに輸出入
  - (16) 前各号に付帯する一切の事業
  - 2 当会社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店等の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

2 当会社は、前項の本店とは別に、本社を愛知県名古屋市および東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむ を得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 第11条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の売渡請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

#### 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役である社長執行役員が招集し、その議長となる。取締役である社長執行役員 に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わ る。

(決議要件)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の 過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(量数)

- 第18条 当会社に取締役15名以内を置く。
  - 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

- 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。
  - 2 取締役の選仟については、累積投票によらないものとする。
  - 3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が 招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順 序により、他の取締役がこれに代わる。
  - 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
  - 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
  - 4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
  - 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
  - 6 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができ る。

(執行役員)

- 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。
  - 2 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

#### 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の ときはこの期間を短縮することができる。
  - 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
  - 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
  - 4 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。

#### 第6章 取締役の責任免除

(取締役の責任免除)

- 第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 第7章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第27条 当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当 を行うことができる。
  - 2 前項のほか、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
  - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
  - 4 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(配当金の除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支 払の義務を免れる。 附 則

(設立時代表取締役)

第1条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 木村 守孝 設立時代表取締役 佐鳥 浩之

(最初の取締役の報酬等)

第2条 当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する金銭報酬等 報酬等の総額は、年額800百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

- (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等 報酬等の総額は、年額280百万円以内とする。
- (3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権
  - ア 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)は、当会社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、当会社の普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当会社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当会社の取締役会において決定する。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、当該現物出資に同意していることおよび下記エに規定する譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

- イ 対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額
  - 「(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する金銭報酬等」の報酬等の年額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のため支給する金銭報酬債権の額は、年額200百万円以内とする。
- ウ 譲渡制限付株式の総数

各事業年度に対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、200,000株を上限とする。ただし、当会社の普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当会社は、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### エ 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当会社の取締役会決議に基づき、当会社と、譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする(以下、当該対象取締役に対して割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式」という。)。

#### (ア) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、かかる割当てを受けた日から30年間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、 質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすること ができない(以下、かかる制限を「譲渡制限」という。)。

#### (イ) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初 に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役(監査等委 員である取締役および社外取締役を除く。) および執行役員、当会社の子会社の取 締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、その 他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、当 会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全 部を当然に無償で取得する。また、当会社は、譲渡制限期間が満了した時点におい て、下記(ウ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合 には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中 に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約ま たは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会(ただし、 当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、 当会社の取締役会)で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社 以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式(譲渡 制限付株式に相当するものに限る。)を交付するときは、当会社は、本割当株式の 無償取得を行わない。

#### (ウ) 譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、当会社の子会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) および執行役員、当会社の子会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいず

れの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数 および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(工)組織再編等における取扱い

当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合には、当会社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式 (譲渡制限付株式に相当するものに限る。)を交付するときは、当会社は、本割当株式の譲渡制限の解除および無償取得を行わない。

(譲渡制限付株式に係る契約上の地位の承継)

第3条 当会社は、萩原電気ホールディングス株式会社の2018年6月28日開催の第61期定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2026年4月1日をもって、萩原電気ホールディングス株式会社の契約上の地位および権利義務を承継するものとする。

(附則の削除)

第4条 本附則第1条から第3条は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

#### 3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

- (1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式の割当てに関する事項
- ① 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同 持株会社の普通株式の割当比率(以下「株式移転比率」といいます。)を以下のとおり決定いたしました。

会社名	当社	萩原電気
株式移転比率	1.02	2

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式1.02株を、萩原電気の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 2 株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合には、両社協議の上、変更することがあります。

- (注2) 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。
- (注3) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式 35.481.762株

上記数値は、当社の発行済株式総数14,946,826株(2025年8月31日現在)、萩原電気の発行済株式総数10.118.000株(2025年9月30日現在)、を前提として算出しております。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、萩原電気は、第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を、法務アドバイザーとして弁護士法人森・濱田松本法律事務所(以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。)を選定しました。

両社は、それぞれ当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、 当該第三者算定機関による算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、それぞれ両社の財 務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交 渉・協議を重ねた結果、最終的に上記①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」記載の株式 移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年7月28日に開催された各社の取締役会において株式移転 比率の決定及び本基本合意書の締結を決議し、本基本合意書を締結いたしました。 また、両社は、上記株式移転比率の算定の基礎について、本基本合意書の締結後、上記株式移転比率に 影響を及ぼすような重大な変更が生じていないことを確認し、2025年10月14日付の本経営統合契約及び 本株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

#### ③ 算定に関する事項

#### ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である大和証券及び萩原電気の第三者算定機関であるSMBC日興証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係る大和証券及びSMBC日興証券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

#### イ 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は大和証券を第三者算 定機関として選定し、萩原電気はSMBC日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転 比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による 算定を行うと共に、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推 計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映す る目的から、DCF法を用いて両社の算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.01~1.04
類似会社比較法	0.65~1.54
DCF法	0.72~1.37

市場株価法においては、2025年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、萩原電気の財務

予測については、対前年度比で利益の大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、モビリティのソフト化に対応したエンジニアリング事業や高付加価値デバイスの拡販に伴う売上高の増加及び為替変動や一部の低採算案件による利益悪化の反動に伴う売上総利益率の回復により、対前年度比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

他方、SMBC日興証券は、萩原電気の株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場、当社の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、萩原電気及び当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、萩原電気及び当社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.01~1.03
類似上場会社比較法	0.87~1.75
DCF法	0.53~1.16

市場株価法では、萩原電気及び当社については、2025年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値(円未満四捨五入)を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMBC日興証券は、株式移転比率の算定に際して、萩原電気及び当社の各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に

ついては、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、SMBC日興証券がDCF法による算定の前提とした萩原電気及び当社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、SMBC日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの萩原電気の事業計画については、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、デバイス事業では新規案件獲得による増収効果等の寄与、ソリューション事業では堅調なDX投資需要の取り込みに加えデータ利活用を中心とした高付加価値ビジネスモデルへの転換が加速されることにより、対前年度比較において、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

#### ④ 公正性を担保するための措置

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当社は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考として萩原電気と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年7月28日開催の取締役会において決議いたしました。

#### イ 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当社の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

他方、萩原電気は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

#### ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

萩原電気は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてSMBC日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、萩原電気は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券の分析及び助言を参考として当社と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年7月28日開催の取締役会において決議いたしました。

#### イ 独立した法律事務所からの助言

萩原電気は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、萩原電気の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### ⑤ 共同持株会社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所にテクニカル上場を行う予定であり、上場日は、2026年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年3月30日に当社は東京証券取引所、萩原電気は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

#### ⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、両社の間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

#### (2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のと おり決定いたしました。

- ① 資本金の額 100億円
- ② 資本準備金の額 25億円
- ③ 利益準備金の額 0円
- ④ その他資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記①及び②の額の合 計額を減じて得た額

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

#### 4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 萩原電気に関する事項

(1) 最終事業年度(2025年3月期)に係る計算書類等の内容

萩原電気の2025年3月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html) 及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

33

# 7. 株式移転設立完全親会社の取締役(監査等委員である取締役となる者を除く。)となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>
木村 守孝 (1967年1月30日生)	2007年 1月 日本オラクル株式会社入社         2011年 1月 萩原電気株式会社入社 海外統括部海外部長         2011年 4月 村agiwara America, Inc. 最高経営責任者兼社長         2012年10月 Hagiwara Electric Europe GmbH 代表取締役社長         2014年 7月 萩原電気株式会社 第一デバイス事業部長         2015年 6月 同社執行役員         2018年 4月 萩原エレクトロニクス株式会社 取締役         2020年 4月 萩原電気ホールディングス株式会社 取締役         2020年 6月 萩原電気ホールディングス株式会社 取締役 同社経営企画本部総括         2021年 6月 同社代表取締役社長         2022年 4月 同社経営戦略本部総括(現任)         2023年 6月 同社内部監査部総括(現任)         2025年 4月 同社代表取締役社長執行役員(現任)         2025年 4月 同社代表取締役社長執行役員(現任)         同社財経本部総括(現任)	(1) —株 (2) 11,128株 (3) 22,256株

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】

長年にわたるデバイス事業の業務経験を有し、事業会社の取締役としても、新事業に関する取り組みを推進し、萩原電気ホールディングス株式会社代表取締役社長就任後は新中期経営計画を推進するなど優れたリーダーシップを発揮しております。今後も、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の取締役としての選任をお願いするものであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>
佐鳥 浩之 (1966年7月13日生)	1995年 9月 佐鳥電機株式会社入社 2002年 8月 同社取締役 海外担当 2005年 8月 同社取締役 中華圏事業担当 2007年 8月 同社取締役 中華圏事業担当 2007年 8月 同社取締役 常務執行役員 海外事業統括 2008年 8月 同社取締役 常務執行役員 海外事業統括 2009年 6月 同社取締役 常務執行役員 機器・部材ビジネスユニット統括機器・部材販売推進担当 2011年 6月 同社取締役 専務執行役員 営業総轄 経営企画担当 2011年 8月 同社代表取締役 専務執行役員 管理統括・経営企画担当 2012年 8月 同社代表取締役副社長 経営企画担当 2013年 6月 同社代表取締役社長 兼 COO 2013年 8月 店社代表取締役社長 兼 COO 2013年 8月 佐鳥パイニックス株式会社 取締役 株式会社スター・エレクトロニクス 取締役 (現任) 2016年 6月 佐鳥電機株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 2018年 5月 佐鳥S P テクノロジ株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 2018年 5月 佐鳥電機株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年 8月 佐鳥電機株式会社 代表取締役会長 (現任) 2023年 8月 同社取締役 (現任) SM Electronic Technologies Pvt.Ltd. Director (現任) MAGnetlC Holding B.V. Director (現任)	(1) 104,938 株 (2) — 株 (3) 107,036 株

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】

国内事業経営ならびに海外事業経営に長年従事し、海外駐在など豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社代表取締役社長執行役員として強いリーダーシップをもって経営改革を進めております。今後も、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の取締役としての選任をお願いするものであります。

35

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>
水越 成彦 (1963年12月17日生)	1987年 4月 松下電器産業株式会社 (現 パナソニック ホールディングス株式会社) 入社 2010年 4月 松下信興機電 (香港) 有限公司 董事副総経理 松下電器機電 (深圳) 有限公司 董事副総経理 松下電器機電 (深圳) 有限公司 董事副総経理 2013年 3月 パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社パワーデバイスDiv長 パナソニックデバイスディスクリートセミコンダクター株式会社 代表取締役社長 パナソニックテバイスディスクリートセミコンダクター株式会社 代表取締役社長 2017年 7月 パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社 取締役 半導体BU長 2020年 9月 佐鳥SPテクノロジ株式会社入社 同社執行役員 同社取締役 常務執行役員 2021年 8月 同社代表取締役 社長執行役員 (現任) 2023年 6月 同社代表取締役 社長執行役員 (現任) 佐鳥電機株式会社 常務執行役員 エンタープライズセグメント長 同社取締役 常務執行役員 エンタープライズセグメント長 (現任)	(1) 3,005 株 (2) 一株 (3) 3,065 株

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】

大手電機メーカーにおいて国内外の事業経営に長年従事し、当社入社後は国内子会社の社長を務めるなど経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有しております。今後も、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の取締役としての選任をお願いするものであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>
きえじま たけし 副島 剛 (1965年8月13日生)	1989年 4月 萩原電気株式会社入社 2006年 7月 同社第一デバイス営業一部長 2011年 7月 同社第二デバイス事業部副事業部長 2013年 7月 同社第二デバイス事業部長 2015年 6月 同社執行役員 2018年 4月 萩原エレクトロニクス株式会社 取締役 2020年 4月 同社代表取締役社長 2025年 4月 同社代表取締役 社長執行役員 (現任)	(1) —株 (2) 3,229株 (3) 6,458株

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】

長年にわたるデバイス事業の豊富な業務経験を有し、萩原エレクトロニクス株式会社代表取締役社長就任後は、それまでの経験等を活かし強いリーダーシップを発揮しております。今後も、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の取締役としての選任をお願いするものであります。

37

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の 株式の数 (2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数 (3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数
が、***	1988年 4月 三菱商事株式会社入社 1997年 6月 米国三菱商事会社 投融資審査部 2002年12月 三菱商事株式会社 トレジャラーオフィス (財務部) 2009年 4月 同社新産業金融事業グループ管理部 (経理部) 2011年 5月 三菱商事 (中国) 有限公司 副総経理 CFO 2013年 7月 三菱商事株式会社 リスクマネジメント部 部長代行 事業ポートフォリオ管理担当 2016年 1月 三菱商事エネルギー株式会社 取締役常務執行役員 管理担当役員 CFO 2019年 3月 サウディ石油化学株式会社 経理部長 2020年 7月 同社経理部長・総務部長・情報システム部長・社長付2024年 4月 萩原電気ホールディングス株式会社入社 社長付理事 2025年 4月 同社常務執行役員 萩原エレクトロニクス株式会社 取締役 (現任) 萩原テクノソリューションズ株式会社 取締役 (現任) 2025年 6月 萩原電気ホールディングス株式会社 取締役 (現任) 同社財経本部担当 (現任)	(1) —株 (2) 828株 (3) 1,656株

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】

三菱商事株式会社においては財経部門での豊富な業務経験を有しており、特に中国勤務時、国内子会社出向時にはCFOの経験も有しております。またアメリカ、中国での海外勤務経験もあり、萩原電気ホールディングス株式会社取締役就任後においても、財務戦略に深く携わっております。今後も、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の取締役としての選任をお願いするものであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>
土屋 俊司 (1968年4月28日生)	1991年 4月 第一生命保険相互会社 (現 第一生命保険株式会社)入社 2015年 2月 DLI NORTH AMERICA INC.DIRECTOR,COO 2017年 4月 第一生命保険株式会社 総合審査部長 2020年 4月 第一生命ホールディングス株式会社 監査等委員会室長 第一生命保険株式会社 監査役室長 2022年 8月 バーテックス・インベストメント・ソリューションズ権	* (1) — 株 (2) — 株 (3) — 株

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】

金融機関において財務業務や海外事業、監査といった幅広い分野での業務に長年従事するとともに、当該会社の関係会社で経営企画担当の常務取締役を務めるなど、経営に従事し、豊富な知識と幅広い見識を有しております。今後も、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の取締役としての選任をお願いするものであります。

39

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>	
社 外 上 (	1980年 4月 オリンパス光学工業株式会社 (現 オリンパス株式会社) 入社 2010年 6月 同社執行役員 オリンパスメディカルシステムズ株式会社 取締役 2012年 4月 同社専務執行役員 オリンパスメディカルシステムズ株式会社 代表取締役社長 2013年 4月 同社専務執行役員 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社 社外取締役 2015年 4月 同社販売部門長 兼 医療事業統括役員 オリンパスメディカルシステムズ株式会社 取締役 2015年 6月 同社取締役 専務執行役員 2019年 4月 同社取締役 専務執行役員 2019年 4月 同社取締役 専務執行役員 COO オリンパスメディカルシステムズ株式会社 代表取締役社長 2019年 6月 同社執行役 COO 2020年 4月 同社執行役 CTO オリンパスメディカルシステムズ株式会社 取締役 2022年 8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員 2023年 9月 朝日インテック株式会社 社外取締役 兼 取締役会議長 (現任) < 重要な兼職の状況 > 朝日インテック株式会社 社外取締役	(1) 2,038株 (2) 一株 (3) 2,078株	

【社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由および期待される役割の概要】

総合電機メーカーのグループ会社でのCTOや会社経営者としての経歴を有し、豊富な経験と幅広い見識ならびに設計開発・技術に関する専門的な知識・見識を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、その能力・経験を活かし、同社の経営に対する助言や監督を行うなどの役割を果たしていただくことを期待しております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>	
社外 岡本 伸一 (1958年4月28日生)	1989年 8月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 2003年 9月 R&Dコンサルタント開業 2004年11月 株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役(現任) 2010年 3月 株式会社ブルー・シフト・テクノロジー設立 取締役(現任) 2022年 6月 萩原電気ホールディングス株式会社 社外取締役(現任) <重要な兼職の状況> 株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役 株式会社ブルー・シフト・テクノロジー 取締役	(1) —株 (2) 200株 (3) 400株	

【社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由および期待される役割の概要】

総合電機メーカーのグループ会社CTOやR&Dコンサルタントとしての経歴を有し、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の社外取締役としての選任をお願いするものであります。 選任後は、その豊富な経験と深い知見を活かし、同社の経営に対する助言や監督を行うなどの役割を果たしていただくことを期待しております。

41

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>
社 外 林 恭子 (1966年11月9日生)	1989年 4月 モトローラ株式会社入社 1991年 6月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 2007年 1月 株式会社グロービス入社 2014年 4月 学校法人グロービス経営大学院 教授 (現任) 2014年 7月 株式会社グロービス 経営管理本部長、マネジング・ディレクター 2019年 7月 同社ファカルティ本部 (現ファカルティグループオフィス) シニア・ファカルティ・ディレクター (現任) 2022年 5月 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役 (現任) 2023年 6月 萩原電気ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) 2023年 9月 コーア商事ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)  <重要な兼職の状況> 学校法人グロービス 経営大学院 教授 株式会社グロービス ファカルティグループオフィス シニア・ファカルティ・ディレクター 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役	(1) —株 (2) —株 (3) —株

【社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由および期待される役割の概要】

ダイバーシティ、働き方改革、DX推進、危機管理・防災など豊富な経験を有しており、グループ全体の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、その能力・経験を活かすことができると考え、新たに設立する共同持株会社の社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、その豊富な経験と深い知見を活かし、同社の経営に対する助言や監督を行うなどの役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者が所有する当社および萩原電気ホールディングス株式会社の株式の数は、2025年9月 30日現在の所有状況に基づき記載しており、また割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該 所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持 株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあ ります。
  - 2. 各候補者とも当社および萩原電気ホールディングス株式会社との間には特別の利害関係はなく、 共同持株会社との間での特別の利害関係が生じる予定もありません。
  - 3. 田口晶弘氏、岡本伸一氏および林恭子氏は、社外取締役候補者であります。また、林恭子氏の戸籍上の氏名は大谷恭子であります。
  - 4. 田口晶弘氏、岡本伸一氏および林恭子氏が社外取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、各氏を両取引所に届け出る予定であります。
  - 5. 共同持株会社は、田口晶弘氏、岡本伸一氏および林恭子氏が取締役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
  - 6. 共同持株会社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、次のとおりとなる予定であります。・保険料は全額共同持株会社が負担する。

#### 8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>	
サ上 典昭 (1964年2月22日生)	1986年 4月 萩原電気株式会社入社 2004年 6月 同社小牧支店長 2012年 7月 同社総務部長 2015年 7月 同社総務が長 2018年 4月 同社総務人事本部副本部長 可社総務人事本部長 萩原エレクトロニクス株式会社 監査役 2021年 4月 萩原電気ホールディングス株式会社 理事 2022年 6月 萩原テクノソリューションズ株式会社 監査役 萩原北都テクノ株式会社 監査役 2022年 9月 萩原エンジニアリング株式会社 監査役 2024年 6月 萩原電気ホールディングス株式会社 取締役 (監査等委員) (現任)	(1) —株 (2) 3,437株 (3) 6,874株	

#### 【監査等委員である取締役候補者とした理由】

長年にわたり総務部門の業務経験があり、また事業会社の監査役としての実務経験を有しており、その能力・経験を新たに設立する共同持株会社の監査・監督機能に活かすことができると考え、同社の監査等委員である 取締役としての選任をお願いするものであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の 株式の数 (2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数 (3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数
社 外 坂田 誠二 (1958年9月12日生)	1981年 4月 株式会社リコー入社 2010年 4月 同社執行役員 コントローラ開発本部長 兼 MF P 事業本部副事業本部長 2012年 4月 同社常務執行役員 人事本部長 2018年 4月 同社専務執行役員 オフィスプリンティング事業本部長 2018年 6月 同社取締役専務執行役員 オフィスプリンティング事業本部長 2019年 4月 同社取締役専務執行役員 C T O 2021年 4月 同社取締役コーポレート専務執行役員 C T O 先端技術研究所所長 2023年 6月 ヒロセ電機株式会社 社外取締役 (現任) 2024年 3月 マブチモーター株式会社 社外取締役 (現任) 2024年 8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) <=要な兼職の状況> ヒロセ電機株式会社 社外取締役 マブチモーター株式会社 社外取締役	(1) 628 株 (2) —株 (3) 640 株

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識ならびに設計開発・技術に関する専門的な知識・見識を有しており、新たに設立する共同持株会社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、設計開発・技術に関する専門的な知識、経験を活かし、監督、助言を行うなど、同社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただくことを期待しております。

45

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<ul><li>(1) 所有する当社の 株式の数</li><li>(2) 所有する萩原電気 ホールディングス 株式の数</li><li>(3) 割当てられる共同 持株会社の株式の数</li></ul>
社外 複本 幸子 (1974年5月26日生)	2004年11月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 2008年6月 公認会計士登録 2017年8月 榎本幸子公認会計士事務所開設(現在に至る) 2020年7月 榎本商事株式会社 監査役(現任) 2021年4月 名古屋家庭裁判所 家事調停委員 2023年6月 大豊工業株式会社 社外監査役(現任) 2023年10月 名古屋地方裁判所および名古屋簡易裁判所 民事調停委員(現任) 2024年6月 萩原電気ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年1月 名古屋簡易裁判所 司法委員(現任) 2025年6月 大成温調株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) <重要な兼職の状況> 公認会計士名古屋地方裁判所および名古屋簡易裁判所 民事調停委員 大豊工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 長本商事株式会社 社外取締役(監査等委員) 榎本商事株式会社 監査役	(1) —株 (2) 215株 (3) 430株

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

公認会計士としての専門知識および経験を、監査・監督機能強化に活かしていただくため、新たに設立する共同持株会社の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士としての専門知識、経験を活かし、監督、助言を行うなど、同社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

氏 名 (生年月日)	- 一 - トー - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
社 外 雪丸 暁子 (1977年1月7日生)	2000年4月 司法研修所入所(54期)         2001年10月 東京地方裁判所 裁判官         2008年2月 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所 (現 吉岡・小野総合法律事務所)入所         2019年5月 横浜綜合法律事務所(現任)         2019年7月 平塚市 法務専門員(現任)         2021年6月 株式会社アイ・ピー・エス 社外取締役(現任)         2022年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)         2025年5月 Tebiki株式会社 社外監査役(現任)         <重要な兼職の状況>弁護士株式会社アイ・ピー・エス 社外取締役         大場主         株式会社アイ・ピー・エス 社外取締役         Tebiki株式会社 社外監査役	(1) 610 株 (2) 一株 (3) 622 株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

裁判官および弁護士として培ってきた専門的な知識や豊富な経験を有しており、その専門的見地からの助言を 期待し、新たに設立する共同持株会社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものでありま す。選任後は、裁判官および弁護士としての専門知識、経験を活かし、監督、助言を行うなど、同社の取締役 会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同 氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監 査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

47

- (注) 1. 各候補者が所有する当社および萩原電気ホールディングス株式会社の株式の数は、2025年9月 30日現在の所有状況に基づき記載しており、また割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該 所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持 株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあ ります。
  - 2. 各候補者とも当社および萩原電気ホールディングス株式会社との間には特別の利害関係はなく、 共同持株会社との間での特別の利害関係が生じる予定もありません。
  - 3. 坂田誠二氏、榎本幸子氏および雪丸暁子氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 坂田誠二氏、榎本幸子氏および雪丸暁子氏が社外取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、各氏を両取引所に届け出る予定であります。
  - 5. 共同持株会社は、坂田誠二氏、榎本幸子氏および雪丸暁子氏が取締役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
  - 6. 共同持株会社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 契約を締結し、各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であ ります。役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、次のとおりとなる予定であります。
    - ・保険料は全額共同持株会社が負担する。

#### ご参考 取締役のスキルマトリックス

新たに設立する共同持株会社においては、業務の執行と一定の距離を置く社外取締役を複数名選任しております。そのうえで、新たに設立する共同持株会社の取締役会は、会社法および定款に定める人数の範囲において、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成しております。

取締役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏	名	共同持株会社における地位(予定)	性別	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	グローバル
木村	守孝	代表取締役社長	男性	0	0	0
佐鳥	浩之	代表取締役副社長	男性	0	0	0
水越	成彦	取締役	男性	0	0	0
副島	剛	取締役	男性	0	0	0
小山	琢磨	取締役	男性	0		0
土屋	俊司	取締役	男性	0		0
⊞□	晶弘	社外取締役	男性	0	0	0
岡本	伸一	社外取締役	男性	0	0	0
林	恭子	社外取締役	女性			0
井上	典昭	取締役(常勤監査等委員)	男性			
坂田	誠二	社外取締役(監査等委員)	男性	0		
榎本	幸子	社外取締役 (監査等委員)	女性			
雪丸	暁子	社外取締役(監査等委員)	女性			

(注)上記の一覧表は各氏の経験等を踏まえて、より専門性を発揮できる領域を記載しており、 有するすべての知見を表すものではありません。

49

技術	IT · DX	財務会計	リスク	タレント	サステナ
(設計・開発・生産)	II · DX	2000年1	マネジメント	マネジメント	ビリティ
	0		0		0
			0	0	0
0				0	
		0	0	0	0
		0	0	0	0
0			0		
0	0				
				0	0
			0	0	0
0	0		0	0	0
		0	0		0
			0		0

#### 9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

(2025年6月30日現在)

名称	有限責任ある	ずさ監査法人	
   事務所所在地	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2	2号
争伤的外生地	事務所数 12	か所	
	1969年 7 月	監査法人朝日会計社設立	
	1985年 7 月	監査法人朝日親和会計社設立	<u>-</u>
	1993年10月	井上斎藤英和監査法人(19	978年4月設立)と合併し、
沿革		名称を朝日監査法人とする	
70-	2004年 1 月	あずさ監査法人(2003年2	2月設立) と合併し、名称を
		あずさ監査法人とする	
	2010年 7 月	有限責任監査法人に移行し、	名称を有限責任 あずさ監
		査法人とする	
	資本金		3,000百万円
	構成人員	公認会計士	3,011名
		会計士試験合格者等	1,537名
概要		監査補助職員	2,013名
		その他職員	801名
		合計	7,362名
	監査証明業務		3,255社

(注) 両社の監査等委員会は、有限責任あずさ監査法人の長年に亘る会計監査の実績、独立性をはじめ職業的 専門家としての適格性、共同持株会社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に 勘案した結果、適任と判断しております。

51

以上

萩原電気ホールディングス株式会社との経営統合(持株会社化)に関するQ&A

Question	Answer
本経営統合の背景・目的につい て教えてください。	<ul> <li>・ 両社は、半導体、電子部品、電子機器を扱うエレクトロニクス総合商社として、豊富な品揃えと高度な技術を活かし、お客様の多様なニーズに応える最適なソリューションを提供し、グローバルに事業を展開しております。</li> <li>・ 現在のエレクトロニクス市場は、次世代自動車のみならず、製造業をはじめとした多くの産業におけるスマート化に向けた課題解決のためのIOTAI、エッジコンピューティング、更には生成AIやDXへの対応等や技術活用ニーズが急速に高まっております。</li> <li>・ このような環境変化の中で、半導体の活用や供給面において、より顧客認題に寄り添ったソリューションが求められており、また、半導体の活用ニーズの変化に伴う製造拠点の海外移転等の影響、また米中間の貿易摩擦や輸出規制、地政学的緊張等の事業環境の不確実性も高まる中、より高度なサプライチェーンの構築が求められる等、エレクトロニクス総合商社の役割も変化しております。</li> <li>・ このような事業環境のもと、両社は今後の継続的な事業成長・発展のためには両社の経営資源を集中し、強みを生かすことで事業規模を拡大し、役来以上の付加価値を提供することが重要との認識で一致し、対等の精神に基づき相互に協力することで本経営統合を目指すことに合意いたしました。</li> </ul>
本経営統合によってどのような 取り組みを進めていくのか?	・本経営統合によって、急速に発展するデジタル化やグローバル化、顧客コーズの多様化等、事業環境が大きく変化する中、両社が有する経営資源・ノウハウを融合することで、以下の取り組みを中心に競争力の強化を図っていくことを予定しております。 (i) 取扱商品・顧客基盤の拡大による事業規模の拡大 (ii) 付加価値の高いソリューションの提供 (iii) グローバル展開の加速 (iv) 業務効率化による生産性向上 (v) 組織・人財の融合による経営基盤の強化 ・ なお、詳細は2025年10月14日付「佐鳥電機株式会社と萩原電気ホールライングス株式会社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成に関するお知らせ」をご参照ください。

共同持株会社について	
Question	Answer
共同株式移転とは何か?	<ul> <li>株式移転完全子会社となる佐鳥電機及び萩原電気ホールディングスが、本件によって株式移転完全親会社となる共同持株会社を新規に設立し、各社の株式に代えて共同持株会社株式を各社の株主に交付し、佐鳥電機及び萩原電気ホールディングスの発行済株式の全部を共同持株会社に取得させる組織再編行為をいいます。</li> <li>佐鳥電機及び萩原電気ホールディングスの効力発生日時点における株主の皆様に対しては、2026年4月1日(水)に、新設される共同持株会社の株式が割り当てられる予定です。</li> </ul>
共同株式移転による経営統合を 選択した理由を教えてくださ い。	・ 両社間でのシナジーを創出するにあたって最適な形態について協議・検討した結果、両社の経営資源を集中し、強みを生かすことで事業規模を拡大し、お客様及び仕入先双方に対し従来以上の付加価値を提供するためには、共同株式移転による経営統合が最善であると判断いたしました。
株式移転計画や経営統合契約書とは何か?	<ul><li>株式移転計画とは、株式移転の具体的内容や新設会社の基本事項を定める 法定の書類となります。</li><li>また、経営統合契約書とは、株式移転計画に定められていない事項も含めて、当事者間の本経営統合に関する合意事項を定めることを目的として結ばれる契約となります。</li></ul>
持株会社体制への移行方法は? 本件により両社は上場廃止となるのか?	<ul> <li>佐鳥電機及び萩原電気ホールディングスは、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、持株会社制へ移行いたします。この結果、両社は設立される共同持株会社の完全子会社となり、上場廃止となります。</li> <li>他方、両社の株主の皆様に新たに交付される共同持株会社の株式につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所にテクニカル上場を申請し、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場することを予定しているため、引き続き、単元株式単位での持株会社の株式の売買が可能となる予定です。</li> </ul>
共同持株会社の機関設計につい て「監査等委員会設置会社」を 選択したのはなぜか?	・ 現在、両社ともに監査等委員会設置会社を採用しており、共同持株会社においてもコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、グループ経営の透明性の確保や効率性の向上を図れるものと判断し、選択いたしました。

株式について				
Question	Answer			
本件に伴い、佐鳥電機及び萩原電気ホールディングスの株主として、どのような手続きが必要になるのか?	<ul><li>・ 各社の株主総会において、賛否のご判断をいただくこととなります。</li><li>・ 可決された場合は、株式移転効力発生日時点で各社の株式を保有する株主の皆様に対して、共同持株会社株式が交付されますので、株主の皆様において特段必要な手続はございません。</li></ul>			
佐鳥電機及び萩原電気ホールディングスの株式の売買はどのようになるのか?元々持っていた佐鳥電機/萩原電気ホールディングスの株主ではなくなるのか?	・ 両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同 持株会社の上場に先立ち、2026年3月27日(金)が両社株式の市場にお ける最終売買日となり、2026年3月30日(月)に佐鳥電機は東京証券取 引所、萩原電気ホールディングスは東京証券取引所及び名古屋証券取引所 を上場廃止となる予定です。効力発生日時点における各社の株主の皆様に 対しては、2026年4月1日(水)に、新設される共同持株会社の株式が 割り当てられる予定であり、共同持株会社の株式につきましては、東京証 券取引所及び名古屋証券取引所にテクニカル上場を申請し、東京証券取引 所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場することを予定 しているため、各社の株主の皆様は、引き続き、単元株式単位での持株会 社の株式の売買が可能となる予定です。			

配当について				
Question	Answer			
中間配当及び期末配当はどうなるのか?	・ 2025年7月14日付「2025年5月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に 記載のとおり、2026年5月期第2四半期末である2025年11月30日を基 準日とする1株当たり44円の配当を行うことを予定しております。また、 佐鳥電機は上記に加え、本経営統合の効力発生は2026年4月1日を予定 していることから、本経営統合にかかる本株式移転計画が両社の臨時株主 総会における特別決議により承認されることを条件として、2025年7月 14日付「2025年5月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表した 2026年5月期の期末配当予想を変更し、2026年5月期の期末配当を行わ ず、2026年5月期の期末配当に代えて2026年3月31日を基準日とする 1株当たり46円の臨時配当を行うことを予定しております。			
共同持株会社の2027年3月末 基準日に基づく配当はどうなる のか?	・ 共同持株会社の2027年3月期の配当金額につきましては、これまでの両社の配当方針、配当水準や今後の共同持株会社の業績等を総合的に勘案して決定する予定ですが、現時点では具体的な内容は未定であります			

<b>\</b> X	Ŧ	欄〉	
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			_
			-
			_
			_
			_

# **佐** 佐鳥電機株式会社





